

平成23年度 第1回 新潟市水道局入札等評価委員会 概要

開催日及び場所	平成23年12月21日（水）水道局職員技術研修センター2階研修室		
内 容	(1)委員長及び委員長代理の選出 (2)水道事業の概要 (3)入札・契約制度の概要について (4)平成22年度下半期（10月～3月）、および平成23年度上半期（4月～9月）における発注工事状況等の報告 (5)指名停止措置について (6)当番委員より抽出された工事案件について		
委 員 (委員数 4名) (出席数 4名)	委員長	阿部 和久（大学教授）	(出席)
	委員長代理	柳 則行（弁護士）	(出席)
	委 員	池田 文美（公認会計士）	(出席)
	委 員	西條 和佳子（市民団体等）	(出席)
評価対象期間	平成22年10月1日 ～ 平成23年9月30日		
抽 出 案 件	10件（対象工事総件数410件）		
制限付 一般競争入札	4件	①中改整22第9号 配水管布設工事 ②浄阿営22第8号 7,8号ろ過池砂層更生工事 ③管経23第4号 配水管幹線布設工事 ④中他23第9号 配水管布設工事	
指名競争入札	4件	⑤西老22第41号 配水管布設工事 ⑥浄巻施22第5号 着水井水位計更新工事 ⑦総施22第2号 研修設備築造工事 ⑧西老23第24号 配水管布設工事	
随意契約	2件	⑨浄阿営23第4号 4号配水ポンプ制御盤修理工事 ⑩中経23第21号 舗装工事	

質問・意見	回 答
制限付一般競争入札において総合評価方式の割合はどのくらいか。また、総合評価方式を実施する目的はなにか。	本年度は、件数ベースで実施割合およそ45%を目標とし、現在のところ49%である。総合評価方式の実施目的としては、工事品質の確保があげられる。
新潟市の評価委員会と本委員会が独立しているのはなぜか。	第一の理由として、まず発注権者が違うこと（市長／水道事業管理者）、次に会計が違うこと（一般会計／水道事業会計）また、総合評価方式において工事評価点に係る評価項目のつくりがちがうことや、さらには配水管等の工事に特化した発注形態等のことから、本委員会を局独自で設置している。
資格要件の営業拠点はどのように決まるのか。	予定価格や発注方式にもよるが、施工場所を管轄する事業所管轄区域に基づき設定している。
<b>抽出案件③、④について</b> この2件（総合評価方式）において、辞退・棄権が多いのはなぜか。	推察だが、総合評価の技術資料作成などの、事務の負担、現場の難しさなどを勘案して、積算した結果、受注意欲が湧かなくなった等と思われる。
価格と工事の難易度を比較考量し辞退となってしまうとすれば、品質確保の面から、それらの難易度も加味した価格とするという考え方も検討が必要と思われる。	
<b>抽出案件⑥について</b> 工事原価において機器費（局内積算一定の査定をかける）の割合が高く、予定価格が低めになり、入札額の超過が増えたということだが、そのような予定価格の設定のしかたにも問題があるのではないか。	
予定価格の公表のしかたはどのようになっているか。	基本的に事後公表である。理由としては、積算をしたうえで入札してほしいとことがある。積算が困難と思われる一部のものは、事前公表の場合もある。
辞退者が多いことと総合評価方式であることとの関係は断定できないが、総合評価方式の方が辞退者率が高めとの事務局の報告もあった。総合評価方式は入札において重要なファクターだが、反面そういった面もある。その辺について今後、検討が必要と思われる。	

<p><b>抽出案件⑦について</b>  随意契約にいたる経緯を説明してほしい。</p>	<p>入札したが1者以外はすべて辞退。その1者も予定価格を超過しており、落札とならなかった。そこでこの1者と随意契約をした。</p>
<p><b>抽出案件⑦について</b>  随意契約理由書に「再度入札を執行する時間的余裕がない」とあるが、そもそも1者も応札しない可能性を考え、再度入札を前提とした時間設定をすべきではないか。  （この一者が応札してなければ再度入札せざるを得なかったとの事務局回答を受け）</p>	
<p><b>抽出案件⑦について</b>  この1者は応札額から120万も下げて随意契約しているがなぜなのか。</p>	<p>価格交渉を経て、このような結果となった。</p>
<p><b>抽出案件⑥⑦について</b>  このような入札事例（辞退者・価格超過が多い）は他にも多々あるが、予定価格の設定に誤りがなかったか、または業者の積算価格とギャップがあったものか、今後の検討が必要と思われる。</p>	
<p>（その他）  次回の案件抽出を西條委員に委任。  次回定例会は平成24年11月を予定。</p>	